

町内

◆町内自主防災会への各種助成◆(R8 年度)

◎鳥取市自主防災会連合会からの助成 ※申請者は「自主防災会長」としてください。

項目	金額	助成要件・留意事項等
(1)結成時助成	10,000 円 +世帯数(@100 円)	◆町内で自主防災会を新規に結成した場合は、定額 10,000 円と世帯割(加入世帯数×100 円)を合算した額を助成します。 【提出書類】 ・結成助成金交付申請書 ・自主防災会結成届 ・自主防災会規約 ・事業計画書 ・収支予算書 ・口座振込依頼書
(2)結成時器具助成	消火用器具一式	◆町内で自主防災会を新規結成した場合は、消火用器具一式(格納箱、消火栓用ホースやスタンドパイプ等)を助成します。 【留意事項】 ・格納箱の設置費用は含まれません。 【提出書類】 ・器具助成交付申請書
(3)活動助成	20,000 円	◆令和8年度中に2回以上の防災訓練(消火訓練・避難訓練・防災講習会・救急講習会等)を実施した場合 20,000 円を助成します。 【留意事項】 ・消火栓、消防用小型ポンプの定期点検や清掃作業に伴う消火栓からの放水などは対象ではありません。 ・鳥取市及び地区自主防災会連絡協議会主催など他の団体主催の防災講習会・防災訓練への参加は対象ではありません。 【提出書類】 ・活動助成交付申請書 ・活動内容と活動の様子が確認できる写真(日付入1回につき2枚、計4枚) ・開催を案内したことがわかる資料(町内回覧文書、放送原稿等)、または指導を受けた団体の証明書等の写し
(4)消火器購入助成	1 本あたり 3,000 円 (消火協力は全額)	◆自主防災会所有(集会所や町内各所に設置)の消火器の購入費用1本あたり3,000 円を助成します。 ※個人所有の消火器は対象外です。 ◆火災で消火協力者として消火器を使用した場合は、個人・自主防災会所有を問わず購入費用の全額を助成します。 【留意事項】 ・消火協力の場合は、「消火器消火協力確認書」が必要ですので、詳細は事務局までお問合せください。 【提出書類】 ・消火器購入助成申請書 ※領収書の写し(購入本数が確認できるもの)
(5)初期消火器具整備助成	上限 30,000 円	◆自主防災会が維持管理している初期消火器具(ホース格納箱、消火栓用ホースやスタンドパイプなど)を更新又は新規購入した場合、経費(撤去・設置費用を含む)の2分の1(千円未満切捨て、上限 30,000 円)を助成します。 【留意事項】 ・同一の自主防災会につき、申請は年に1回までです。 ※公道上に設置する場合は別に届出が必要です。 【提出書類】 ・初期消火器具整備助成申請書 ・整備したものの明細がわかるものの写し(納品書等) ・領収書の写し

項目	金額	助成要件・留意事項等
(6) 小型ポンプ 修繕費助成	上限 50,000 円	<p>◆自主防災会が維持管理している小型ポンプの故障又は毀損に伴う修繕費用が 10,000 円以上要した場合、経費の 2 分の 1(千円未満切捨て、上限 50,000 円)を助成します。</p> <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作動不良に伴う業者による整備、消耗品(バッテリー、点火プラグ、潤滑油等)は助成対象外です。 <p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小型ポンプ修繕助成申請書 ・小型ポンプ修繕調書 <p>※小型ポンプ写真(全体及び修繕部分)、修繕内容の明細のわかるもの(納品書等)、領収書の写しを添付してください。</p>
(7) 小型ポンプ 更新・新規購入 助成(令和 9 年 度まで)	上限 1,500,000 円	<p>◆自主防災会が維持管理している小型ポンプの更新又は新規購入に対し 3/4(千円未満切捨て)、上限 1,500,000 円まで助成します。</p> <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更新の場合、設置からおおむね 20 年以上経過しており、消火活動に支障をきたすほど性能が落ち、修理が困難な状況であることが条件です。 ・同一の自主防災会につき申請は1回限りです。 ・小型ポンプの納品が翌年度以降になる場合は翌年度の申請になります。 ・事前審査が必要ですので、詳細は事務局までお問合せください。 <p>【提出書類】</p> <p>①申請時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小型ポンプ購入助成事前審査書 ・小型ポンプ更新・新規購入助成申請書兼概算払請求書 ※見積書・カタログを添付してください。 ※更新の場合は、小型ポンプ点検表も添付してください。 <p>②納品完了後</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小型ポンプ更新・新規購入助成実績報告書 ※小型ポンプ写真(複数枚)、経費内訳のわかるもの(納品書等)、領収書の写しを添付してください。
申請書の提出先	鳥取市役所危機管理課(本庁舎3階)又は各総合支所地域振興課	
申請書提出期限	令和9年3月5日(金) ※各項目とも令和8年4月から令和9年2月末までの事業が助成対象です。 (令和9年3月以降の事業に対しては助成対象外となります。)	

※各申請書は、鳥取市危機管理課及び総合支所地域振興課に設置しています。また、インターネットからも出力して御利用ください。(鳥取市公式ウェブサイト、又はグーグル・ヤフーで直接「鳥取市自主防災会連合会」と入力してください。)

【注意事項】

機器等の購入にあたっては、振り込み票による現金支払いとしてください。現金換算可能なポイントが付与される購入方法(クレジットカード、スマホ決済等)の場合は、現金相当分を補助対象経費から差し引きますのでご注意ください。

また、予算の上限に達した場合は提出期限内であっても助成を終了する場合があります。

【お願い】 申請書提出の際には、通帳のコピーを必ず添付してください。

